平成３０年（フ）第４０６号
大阪府松原市岡２丁目６番18号
債務者　内村　由美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４０９号
大阪府松原市南新町５丁目８番２号、前住所大阪府和泉市上代町776番地の１（鶴山台アーバンコンフォート322）
債務者　笹岡　健雄
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４１４号
堺市中区宮園町１番３―608号
債務者　水谷　雅美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４８１号
堺市東区野尻町196番地１　フローラ大津池202号
債務者　小林　知博
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５００号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地１棟305号
債務者　中内　博
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５０５号
大阪府松原市三宅中１丁目６番22―102号、前住所大阪市平野区加美東６丁目10番21号
債務者　中村　博樹
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５０７号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁116番地１　三国ヶ丘グランドマンション205、前住所堺市北区百舌鳥本町１丁16番地１　ファミールＳ207号
債務者　前端　富子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５２４号
大阪府松原市河合１丁目558番地（301号）
債務者　近本　夏菜
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５３７号
大阪府藤井寺市大井３丁目２番32号
債務者　小峯　美香
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５３８号
大阪府羽曳野市樫山167番地の１（116）
債務者　新本　香苗（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
島根県大田市大田町大田口704番地13
債務者　吉原　真奈（旧姓尾畑）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第７１号
群馬県太田市粕川町415番地１
債務者　松井　恵子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第９号
新潟県加茂市大字下条丙346番地２
債務者　長野　亜紀
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第３６号
新潟県上越市国府１丁目16番14号
債務者　巳ノ瀬正憲
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第１８８０号
大阪市淀川区宮原１丁目15番18―504号
債務者　原田　知彦
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９１１号
大阪市旭区高殿２丁目３番20号　プレアール高殿　404、前住所大阪市都島区友渕町３丁目４番22―407号
債務者　宮下晋太郎
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９３１号
大阪府枚方市長尾元町６－７－１アビタシオン長尾駅前405号室、住民票上の住所大阪府交野市倉治６丁目13番６号
債務者　有家　祐未
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部